

美しいあなんを求めて 下水道



各家庭で行う排水設備工事

現在、阿南市では公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的として公共下水道の整備を進めています。

第1期計画区域である富岡町（JR牟岐線より西側）では、平成23年4月から下水道が順次使用できるようになります。

今回は、下水道を使用するために必要となる排水設備工事についてご説明します。

●排水設備工事とは

各家庭のトイレ、台所、風呂などの排水をまとめ、市が設置する公共汚水ます（公私境界から1m以内の私有地に設置）に接続する工事のことです。

下水道を使用するには、排水設備を各家庭で設置していただくこととなります。

●排水設備工事はいつするの？
平成23年4月から富岡町全域

で下水道が使えるようになるわけではありません。

富岡町内において、下水道が使用できるようになった地区ごとに順次お知らせをしていきます。その「お知らせ」を受けてから排水設備工事をしていただくこととなります。

●排水設備の工事内容

工事内容は、現在の汚水処理の状況により異なります。

くみ取りトイレか水洗トイレかによって分かれ、水洗トイレを使用している場合は、単独浄化槽か合併浄化槽かで分かれます。（下図参照）

また、雨どいの水は、下水道に流すことができませんので、分離していただくこととなります。

宅内の排水設備工事を円滑に進めるため、ご家庭の排水状況と浄化槽についてご確認ください。

●誰が排水設備を設置するの？

排水設備を設置していただくのは、建築物の所有者です。

建築物の所有者以外の方（借家にお住いの方など）でも設置工事を行うことはできますが、この場合は建築物の所有者の同意が必要です。

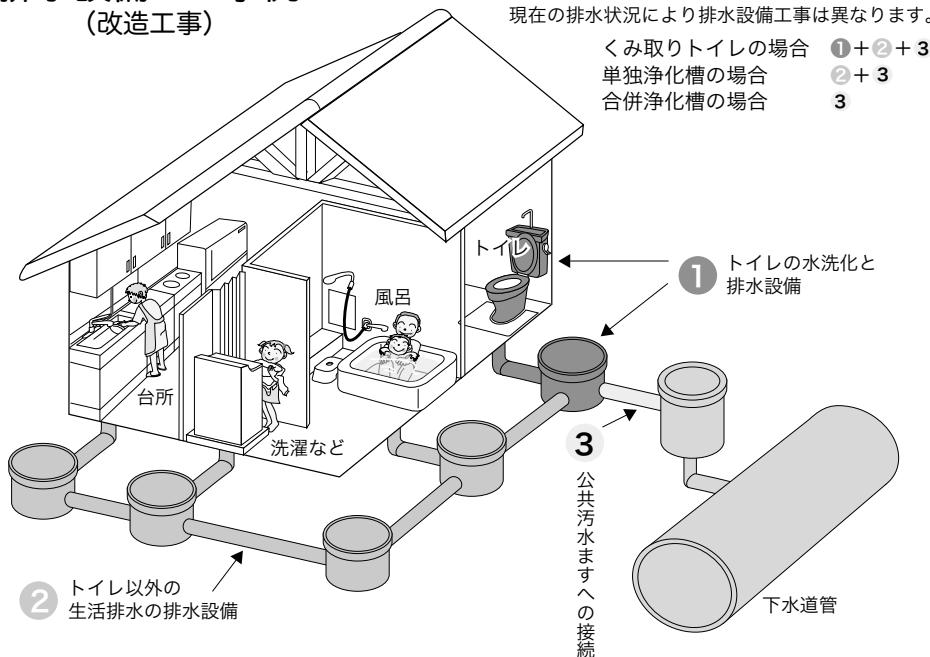
●工事は必ず指定工事店で！

排水設備工事が適切に行われないと、臭いの発生、下水道管の詰まり、破損の原因となります。工事を施工する際は、必ず市の指定を受けた工事店である「阿南市排水設備指定工事店」に依頼していただくこととなります。

※「阿南市排水設備指定工事店」の一覧については、今後、広報などでお知らせいたします。

問い合わせは 下水道課（☎22-11796）へ

排水設備の工事例 (改造工事)



合併浄化槽	単独浄化槽	くみ取りトイレ	工事の内容
浄化槽を廃止し、浄化槽へつないでいた排水管を公共汚水ますにつなぎ直す工事が必要です。	浄化槽を廃止し、台所や風呂、トイレからの排水を、公共汚水ますへつなぎ直す工事が必要です。	水洗トイレへの改造工事を行い、台所や風呂などの家庭内の生活排水と併せて公共汚水ますへつなぎ直す工事が必要です。	